



## 村内一斉大清掃の お知らせ

きれいな村づくりのため、村内  
一斉に清掃活動を行います。

各戸に1名以上のご協力をお願  
いします。

地区ごとに区長さんの指示のも  
と、道路や公園などに散乱するご  
みの収集にご協力ください。

### ●日 時

4月20日(日)  
午前7時30分( )

※雨天実施、荒天中止の場合は、  
当日の同報無線にてお知らせし  
ます。

※清掃終了は各地区の区長さん  
指示によります。

### ●お願い

収集ごみは、3種類のごみ袋  
(可燃・不燃・プラスチック類)  
に分けて地区ごとに収集場所に  
集めてください。(午前9時ご  
ろから順番に業者が回収しま  
す)

収集した空き缶やペットボトル、  
びんなどの資源ごみは、種類ご  
とに分けて地区ごとに収集場所  
に集めてください。

個人の粗大ごみは、別に許可を  
とつて、投棄場に搬入してください。  
方法はすこやかカレン  
ダーに記載していますが、ご不  
明な点はお問合せください。

とつて、投棄場に搬入してください。  
方法はすこやかカレン  
ダーに記載していますが、ご不  
明な点はお問合せください。

### ●注意事項

清掃活動を行う際は、次のこと  
に注意してください。

- ごみに直接触れないように、軍  
手等を使用する
- ごみ袋の口をしっかりとしばる
- 空き缶等の資源ごみは分別する
- 活動後は水と石けんで丁寧に手  
洗いをする
- こまめに水分補給をする

### ●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

## 固定資産税・村県民税 前納報奨金の廃止について

令和8年度から、固定資産税お  
よび村県民税の前納報奨金を廃止  
することとなりました。

今までの皆さまによる早期納  
税に感謝とともに、今後も引  
き続き納期限内の納付にご協力い  
ただきますようお願いいたします。

これまでの皆さまによる早期納  
税に感謝とともに、今後も引  
き続き納期限内の納付にご協力い  
ただきますようお願いいたします。

### ●前納報奨金制度とは

前納報奨金は、戦後の混乱し  
た社会情勢と不安定な経済事情  
の中で「税収の早期確保」や「納  
税意識の向上」を目的とし、納

金利という面を考慮し創設され  
ました。

第1期の納期限までに全期分  
を一括して納付された場合に報  
奨金が交付されるものです。

※実際には前納報奨金を税額から  
差し引いて納付をしていただい  
ております。

### ●制度廃止の理由

・昨今では、口座振替、クレジッ  
トカードを始めとした電子決済  
など納税手段が多様化したこと  
で納税しやすい環境が整ったこ  
とや、自主納税意識が広く浸透  
し高い収納率の継続が得られる  
ようになり、制度の目的はおお  
むね達成されたと考えられるこ  
と。

・前納報奨金が適用される税目は  
村県民税(普通徴収)と固定資産  
税に限られ、村県民税の特別徴  
収では制度を利用することがで  
きず普通徴収との公平性がない  
こと。

### ●全期前納(一括納付)について

前納報奨金廃止後も、全期前  
納は従来通り第1期の納期にま  
とめて納付することができます。

### ●口座振替をご利用の方へ

口座振替で全期の前納を申込  
まれている方で、前納報奨金廃  
止に伴い令和8年度以降の口座  
振替を「期別」で希望される方は、  
取扱金融機関の窓口に通帳、届  
出印および納税通知書(納付書)

をご持参のうえ、令和8年2月  
末日までに変更のお手続きをお  
願いいたします。

固定資産税の共有名義がある  
場合は、その分についてもお手  
続きが必要になりますので、お  
忘れのないようにお願いいいたし  
ます。

### ●問合せ先

総務部税務課

## 会計年度任用職員募集

### ● 路肩清掃員 1名

・地方公務員法第16条

（欠格条項）に該当しない方

・準中型（車両総重量7・5t未

満・最大積載量4・5t未満）以  
上の自動車運転免許を取得して

いる方  
(オートマチック車限定は不可)

### ● 勤務場所

開発部建設課

### ● 勤務内容

道路清掃および道路附帯物件の  
維持点検等

### ● 勤務時間

週5日（土曜・日曜・祝日およ  
び年末年始は休み）

午前9時～午後4時（休憩1時  
間を含む）

### ● 募集要件

在住の方で、次の要件を満たし  
ている方なら、どなたでも通学

路指導員になれます。

心身ともに健康で生徒の安全の  
確保と通学路での指導に意欲の  
て決定します。

勤務時間数により期末手当が支  
給されます。

所定の基準に従い、通勤費相当  
額が支給されます。

### ● 応募期間

4月1日（火）～30日（水）

### ● 応募方法

履歴書を郵送または建設課へ提出  
午前8時30分～午後5時15分

### ● 申込み・問合せ先

開発部建設課

### ● 応募方法

※土曜・日曜および祝日を除く  
午前8時30分～午後5時15分  
※何月からでも登録できます。  
● 必要書類

### ● 通学路指導員募集

教育委員会では、飛鳥学園に通  
う生徒の上下校時の安全を確保す  
るため、通学路指導員を募集して  
います。

### ● 勤務場所

通学路指導員登録書

教育委員会教育課で配布します。  
または村公式ホームページ内  
「様式ダウンロード」よりダウン  
ロードできます。

### ● 問合せ先

中央公民館内教育課

### ● 報酬

1,298円程度／時間（時給）  
半日

### ● 応募方法

村公式ホームページをご覧くだ  
さい。



村公式ホームページ

### ● 問合せ先

総務部総務課

## 投票立会人の募集について

1時間あたり1,100円  
1時間30分あたり1,650円

投票立会人とは、各投票所や期  
日前投票所において、投票事務が  
公正に行われるよう立ち会つてい  
ただく人のことです。

投票立会人とは、各投票所や期  
日前投票所において、投票事務が  
公正に行われるよう立ち会つてい  
ただく人のことです。

### ● 応募方法

投票立会人とは、各投票所や期  
日前投票所において、投票事務が  
公正に行われるよう立ち会つてい  
ただく人のことです。

### ● 対象

投票立会人とは、各投票所や期  
日前投票所において、投票事務が  
公正に行われるよう立ち会つてい  
ただく人のことです。

### ● 対象

投票立会人とは、各投票所や期  
日前投票所において、投票事務が  
公正に行われるよう立ち会つてい  
ただく人のことです。

さる方

### ● 報酬

1時間あたり1,100円  
1時間30分あたり1,650円

### ● 応募方法

投票立会人とは、各投票所や期  
日前投票所において、投票事務が  
公正に行われるよう立ち会つてい  
ただく人のことです。

投票立会人とは、各投票所や期  
日前投票所において、投票事務が  
公正に行われるよう立ち会つてい  
ただく人のことです。





次年度、新1年生になるお子さまで、佐織特別支援学校小学部入学希望者の保護者を対象に見学会が行われます。ご希望の方は、教育委員会教育課までご連絡ください。

## 佐織特別支援学校 小学部見学会



開発部経済課

中央公民館内生涯教育課

4月6日(日)～5月31日(土)

### ●問合せ先

次年度、新1年生になるお子さまで、佐織特別支援学校小学部入学希望者の保護者を対象に見学会が行われます。ご希望の方は、教育委員会教育課までご連絡ください。

## 献血のお知らせ

病気やけがなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うため、献血のご協力をお願いします。

### ●日 時

4月13日(日)

(受付時間 午後2時～3時)

### ●場 所

すこやかセンター

※雨天時は、すこやかセンターにて終日の実施となります。

(受付時間 午前9時～正午、午後1時30分～3時)

### ●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

## 有害鳥獣追払いの お知らせ

田植えの時期に合わせて、ロケット花火による有害鳥獣(ドバト、カラス、カモ等)の追払いを行います。田植えを行っているほどの近くでは、花火の音がすることがあります。田植えを行っているほどあります。ご理解とご協力をお願いします。

### ●40歳以上

男女問わず2名

※応募多数の場合は、後日選考会を実施します。

### ●一般

18歳未満の男女各2名

※応募多数の場合は、後日選考会を実施します。

### ●ジユニア

小学生 男女各2名  
中学生 男女各2名

本村の代表選手として参加を希望する方を募集します。

市町村対抗駅伝大会(通称 愛知駅伝)が12月6日(土)に開催されます。

### ●問合せ先

愛・地球博記念公園にて愛知県市町村対抗駅伝大会(通称 愛知駅伝)が12月6日(土)に開催されます。

## 出場選手の募集

愛知万博メモリアル「第18回愛知県市町村対抗駅伝競走大会」に出場選手の募集

### ●日 時

午前9時50分～11時30分

### ●場 所

佐織特別支援学校

### ●対 象

新就学児(佐織特別支援学校小学校部入学希望者)の保護者

中央公民館内教育課

### ●申込み・問合せ先

iPhoneの方



AppleおよびAppleロゴは米国その他諸の州で登録されたApple Inc.の商標です。  
App StoreはApple Inc.のサービスマークです。



Androidの方



Google PlayおよびGoogle Playロゴは、  
Google LLCの商標です。



## 防災アプリについて

本村からの防災情報を伝えするために、防災アプリをリリースしています。防災情報や指定避難所・避難所までのルート確認等ができます。

また、道路破損など発見した場合、役場に直接報告できる住民レポート機能があります。

App StoreまたはGoogle Playからダウンロードできますので、日々の防災への備えとして、ぜひダウンロードしてください。(アプリは無料で利用できますが、通信料は利用者の負担になります)

●問合せ先 総務部総務課

# 高齢者・心身障害者(児)等福祉タクシー 料金助成の申請受付が始まります

## 対象者について

### 高齢者等福祉タクシー

在住の方で次のいずれかに該当する方

※ただし、施設入所者は除く

- ・満65歳以上の全ての方

- ・40～64歳で介護保険の要介護または要支援認定を受けた方

### 心身障害者(児)福祉タクシー

在住の方で次のいずれかに該当する方

※ただし、施設入所者は除く

- ・身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障がいを有する方
- ・療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

## 助成内容

### ●利用券交付枚数

年間36枚 ※乗車1回につき1枚使用可

#### ※注意

要件に複数該当していた場合でも、交付枚数は1人あたり年間36枚です。

### ●助成金額

上限1,500円+迎車回送料金200円

#### ※リフト付タクシー(大型車)の場合

リフト付タクシーライフ車初乗運賃相当額+迎車回送料金200円

## 申請について

### ●申請受付開始日 4月1日(火)

### ●持ち物

本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

介護保険被保険者証 ※介護保険で要介護または要支援認定を受けた方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ※お持ちの方

※同一世帯以外の方が申請する場合は、お問合せください。

●申請窓口および問合せ先 すこやかセンター内福祉課

## 認知症相談

認知症は、特別な病気ではなく、私達の誰もがかかる可能性のある大変身近な病気となりました。また早期発見・治療、そして効果的な対応によって、その後の経過が大きく変わる病気であります。「もしかして私、認知症なの?」などか心配。」「認知症って、予防できるの?」「受診の仕方がわからない。」「家族が認知症になつて対応に困っている。」等お気軽にご相談ください。ご心配な方は認知症検査もできます。

午前9時～11時30分 毎月第2木曜日

●対象 敬老センター

●場所 敬老センター

●申込方法 敬老センター窓口または電話

敬老センター

認知症のことでお悩み・お困りの方およびそのご家族等



## 愛知県後期高齢者医療制度

# 協定保養所利用助成のご案内

被保険者皆さまの健康保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します(4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの1年間で、全保養所合わせて最大4泊まで利用できます)。

場所	協定保養所名	電話番号
豊田市	豊田市百年草	0565-62-0100
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211
長野県(王滝村)	おんたけ休暇村セントラル・ロッジ	0264-48-2111
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
江南市	すいとぴあ江南	0587-53-5555(予約専用)

### ●ご利用方法

ご予約時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で次の①～③いずれかと希望者に渡される利用カードを提示し、利用カードに押印を受けてください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

①後期高齢者医療の保険証

※利用当日に有効であるものに限ります。(マイナ保険証(マイナンバーカード)は利用不可)

②マイナンバーカード+資格情報のお知らせ(または、マイナポータルの健康保険証情報の提示)

③資格確認書

### ●問合せ先

愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎052-955-1205

(愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://www.aichi-kouiki.jp/>)

※各保養所の開館状況の確認や宿泊予約につきましては、直接各保養所にご連絡ください。

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当 の手当額が改定されます

4月1日(火)から手当額が次のとおり改定されます。

		令和6年度(月額)	令和7年度(月額)
母子・父子家庭 などへの手当	児童扶養手当 子1人、全部支給 子1人、一部支給	45,500円 45,490円～10,740円	46,690円 46,680円～11,010円
	第2子以降加算額 全部支給 一部支給	10,750円 10,740円～5,380円	11,030円 11,020円～5,520円
障がいのある方 などへの手当	特別児童扶養手当 1級 2級	55,350円 36,860円	56,800円 37,830円
	特別障害者手当	28,840円	29,590円
	障害児福祉手当	15,690円	16,100円

●問合せ先 民生部住民課